

現況届 ～ 続けて手当を受けるために ～

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、8月分(10月支給)以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。**令和4年度から児童手当受給者の現況を公簿等で確認することによって、現況届の提出が原則不要となりました。**

ただし、以下の方は引き続き現況届の提出が必要です。

1. 児童と別居している方
2. **第3子以降の多子加算があり、算定対象者である児童の兄弟等が学生以外の方(R7.6月より)**
3. 配偶者からの暴力等により、住民票の所在地と異なる市区町村で受給している方
4. 離婚協議中で配偶者と別居されている方
5. 支給要件児童の戸籍がない方
6. 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
7. その他、市区町村から提出の案内があった方

※現況届の提出がない場合には、8月分(10月支給)以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

<所得の逆転があった場合>

現況の審査により、受給者と配偶者に所得の逆転があり、総合的に配偶者の方が児童の生計を維持する程度が高いと判断される場合には、児童手当の受給者変更を案内いたします。

所得の逆転が一時的である(児童の生計を維持する程度に変更がない)場合には、ご連絡いただくようお願いいたします。

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則として遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

児童手当制度では、
以下のルールを適用します！

1. 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**(留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります)。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します**。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**。
5. 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**。



令和6年10月制度改正について

主な改正内容は以下のとおりです。

- ・所得制限の撤廃
- ・支給対象が18歳到達後の最初の3月31日まで延長
- ・第3子以降の児童の手当額を3万円に増額
- ・算定児童(第1子・第2子とカウントする)の対象年齢を22歳到達後の最初の3月31日まで延長(※経済的負担のある子に限る)
- ・支給月が年6回の偶数月(2月・4月・6月・8月・10月・12月)へ変更

詳細や様式のダウンロードは
石垣市ホームページからご確認ください。



「令和6年10月の児童手当制度改正について」市HP

児童手当制度 のご案内

児童手当は
住所地の市区町村に
申請してね！！



**令和6年10月より
制度が一部改正されました。**

【お問合せ先】

石垣市 福祉部 こども未来局
こども家庭課 給付係
〒907-8501 石垣市字真栄里672番地
TEL 0980-87-0771
FAX 0980-82-8055

～児童手当について～

原則として、児童を養育する父母等のうち、**児童の生計を維持する程度の高い方(所得の高い方)**が受給者となります。

⇒受給者名義の口座へ手当を支給いたします。

配偶者・児童名義の口座へ振込みはできません。



1. 支給対象

0歳から18歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたりの月額）	
	第1・2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生年代	10,000円	30,000円

「第3子以降」とは、**児童の兄弟等**^{※1}を含み、養育している児童のうち3番目以降をいいます。

（例）下記の年齢の子が4名いる場合

23歳	21歳	17歳	14歳
カウントなし	第1子	第2子	第3子
支給なし	支給なし	10,000円	30,000円

※1：18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあって、親等に経済的負担のある子をいいます（**監護相当・生計費の負担についての確認書の提出が必要**）。

3. 支給時期

原則として、毎年偶数月（2月・4月・6月・8月・10月・12月）の**10日**^{※2}に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

※2：2月の支給日には、12・1月分の手当を支給します。10日が土日祝日の場合はその直前の金融機関の営業日に支給します。

申請は、出生や転入から15日以内に！

15日特例

児童手当は、原則として申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則として、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

（例）

- ・4月29日出生 ⇒ 5月14日申請 【5月分から支給】
- ・4月29日出生 ⇒ 5月16日申請 【6月分から支給】

以下の場合には申請・届出が必要です！

1. 第1子を出生したとき

2. 他の市区町村や海外から転入したとき

「**児童手当 認定請求書**」を提出して下さい。

申請に必要なもの

- ・請求者名義の口座が確認できるもの（通帳またはキャッシュカード）
- ・請求者及び配偶者のマイナンバーが確認できるもの
- ・請求者の健康保険証の写し
マイナ保険証以降は「資格確認書」の写し又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印刷したもの

＜以下の場合には追加で届出が必要＞

○請求者と支給対象児童が別居の場合

「別居監護申立書」を提出

- ・児童のマイナンバーが確認できるもの

○児童の兄弟等を含み、3人以上の児童を養育している場合

「監護相当・生計費の負担についての確認書」

- ・児童の兄弟等のマイナンバーがわかるもの

※児童の兄弟等が有職者または婚姻している場合には、**生計費の負担を証明する書類(仕送り等が分かるもの)**が必要になる場合があります。

3. 第2子以降を出生したとき、または養育する児童が増えたとき

「**児童手当 額改定認定請求書**」を提出して下さい。

4. 児童を養育しなくなったとき（離婚等）

支給対象のすべての児童を養育しなくなった

⇒「**児童手当 受給事由消滅届**」を提出して下さい。

支給対象の一部の児童を養育しなくなった

⇒「**児童手当 額改定届**」を提出して下さい。

※新たに児童を養育する方の手続きも必要です。

5. 他市区町村へ転出するとき

「**児童手当 受給事由消滅届**」を提出して下さい。

※転出先で認定請求を行う必要があります。

6. 支給対象の児童と住所を別(住民票上)にしたとき

仕事の都合上(単身赴任等)や児童の進学の都合上

⇒「**児童手当 別居監護申立書**」を提出して下さい。

※離婚前提による別居の場合は、上記4のとおりに「受給事由消滅届」または「額改定届」を提出する必要があります。

7. 3人以上の児童を養育しており、18歳年度末をむかえる子がいるとき

⇒「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」を提出して下さい。

※引き続きその子に対して、日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費(生活費・学費等)を負担する場合に限る

～その他手続きについて～

世帯における児童の養育状況に変更がある場合には、お手続きが必要な場合がありますので、ご不明なときは下記までご連絡ご相談下さい。

【お問合せ先】

石垣市 福祉部 こども未来局 こども家庭課 給付係

T E L 0980-87-0771